

平成 21 年 5 月 25 日国官技第 37 号
最終改正 平成 27 年 6 月 8 日国官技第 308 号

各地方整備局等 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長

土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について

土木工事においては、設計者、施工者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることが重要である。

この実現に向けて、設計者、施工者及び発注者が一堂に会する会議（以下、「三者会議」という。）の活用が、試行の結果、有効であったことから、引き続き本格実施として三者会議を活用するに当たっては、下記に留意されたい。

記

1. 三者会議の活用が有効な工事

現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。

2. 三者会議の概要

(1) 開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。

なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(2) 参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

(3) 参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

3. 費用の負担等

1) 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

①施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

②設計者に対する費用：2) による。

2) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

①打合せ 主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回を標準とする。

②旅費交通費 実費

※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

※三者会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

3) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者との契約

当該工事に係る設計業務を受注した設計者との契約は、原則として、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定による随意契約で行うものとする。